

物 件 供 給 契 約 書

- 1 物 件 名 称
- 2 納 入 場 所 秦野市
- 3 納 入 期 限 平成 年 月 日
- 4 契 約 金 額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
- 5 契 約 保 証 金 秦野市契約規則第39条第 号の規定により免除する。
- 6 かし担保責任期間 引渡しの日から1年間
- 7 契 約 金 支 払 場 所 秦野市指定金融機関（ただし、秦野市水道事業にかかる物件供給の場合
は、秦野市水道事業出納取扱金融機関）

上記の物件供給について、発注者と受注者は各々対等の立場における合意に基づき、裏面の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

住所 秦野市桜町一丁目3番2号
発注者
氏名 秦野市長 古谷義幸 ⑩

住所
受注者
氏名 ⑩

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書及び約款に基づき、別紙仕様書・内訳書及び図面に従い、この契約について誠実に履行しなければならない。

(契約規則の適用)

第2条 この契約に定めない事項については、秦野市契約規則（昭和39年秦野市規則第23号）によるものとする。

(契約内容の変更)

第3条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者と協議のうえ仕様書納期限又は契約金額を変更することができる。

(検査前の紛失等)

第4条 受注者は、物件を発注者に引渡す前に紛失又はき損したときは、その損害は受注者の負担とする。

(検査及び引渡)

第5条 受注者は、物件を納入するときは発注者の検査を受けこれに合格したものでなければならない。ただし、検査の結果不合格品があるときは受注者は、発注者の指定する期日までに改良し、又は適合する物件と変換し、再検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査が完了し発注者に引渡しがあったときに所有権が移転するものとする。

(かし担保)

第6条 受注者は、かし担保契約期間中に生じた「かし」について、発注者の指定する期日までに自己の費用をもって補修し、又は交換しなければならない。

(違約金)

第7条 受注者の責めに帰する理由により契約を履行することができない場合に発注者は受注者から違約金として、遅滞日数1日当たり、契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める割合を乗じて得た額を徴収することができる。

ただし、一部についてすでに期限内に納入済であるときは、その遅滞部分について徴収する。

(契約の解除)

第8条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により、納期内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なしに納期限が過ぎても契約を履行しないとき。
- (3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(支払の方法)

第9条 契約金の支払は、第5条による物件納入検査終了後、発注者が受注者の適法な請求書を受理した日から30日以内に秦野市指定金融機関（ただし、秦野市水道事業にかかる物件供給の場合は、秦野市水道事業出納取扱金融機関）を通じて支払うものとする。

(紛争の解決)

第10条 この契約に関し発注者と受注者の間に紛争が生じたときは、その都度発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。